

(原稿サイズA6)

※ この余白頁は、2アップ又は4アップ印刷をした場合に生じる、見開きのずれを解消するためのものです。

# 福島県土木部工事監督員執務要綱・同運用

福島県土木部



# 目 次

●福島県土木部工事監督員執務要綱	1
(別表1) 監督にかかる業務分掌標準一覧表	16
●福島県土木部監督員執務要綱の運用	21
(1) 要望から工事実施までの流れ図	24
(2) 工事打合せ時の留意事項	26
(3) 施工計画書の留意事項	28
(4) 工事測量の留意事項	34
(5) 段階確認について	35
段階確認一覧	35
(参考) 重点監督	46
(6) 段階確認の留意事項	48
(7) 工事打合せ簿及び確認書の取扱いについて	66
(8) 「ワンデーレスポンス」とは	72



# 福島県土木部工事監督員執務要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、福島県が執行する土木建築にかかる請負工事（以下「工事」という。）について、監督業務の適切な実施を図るために、監督員の執務に関して必要な事項を定めるものである。

## (用語の定義)

### 第2条

- 1 「監督」 ……契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- 2 「監督員」 ……契約権者が工事を監督するため指定する者をいう。
- 3 「契約図書」 ……契約書及び設計図書をいう。
- 4 「設計図書」 ……特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及びこれらの質問に対する質問回答書をいう。  
設計図書に添付されている図面及び特記仕様書に記載された事項は、共通仕様書に優先する。
- 5 「監督の方法」 ……監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、把握、立会）を総称していう。

- (1) 指 示……………監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (2) 承 諾……………契約図書で明示した事項で、請負者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により施工上の行為に同意することをいう。
- (3) 協 議……………書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (4) 通 知……………監督員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (5) 受 理……………契約図書に基づき請負者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
- (6) 確 認……………契約図書に示された事項について、監督員が臨場もしくは請負者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。
- (7) 把 握……………監督員が必要に応じて臨場もしくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認

識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。

- (8) **立 会**……………契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (9) **審 査**……………請負者から提出された書類について検討することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ、別表1の監督にかかる業務分掌標準一覧表に基づき上司の指揮を受けて、監督を 実施するものとする。なお、下表における「約款」は福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日8財第175号福島県総務部長依命通達）を示す。

業 務 内 容	関連条項等
<p><b>1 契約の履行の確保</b></p> <p>(1) <b>契約図書の内容の把握</b></p> <p>工事目的を正しく理解し、契約書、設計図書(仕様書、図面、現場説明書及びこれらの質問に対する質問回答書)及びその他契約の履行上必要な事項について<b>把握</b>する。</p> <p>(2) <b>工事打合せ</b></p> <p>監督員は、受注者に対し、工事契約後速やかに当該工事の目的、内容を正確に説明し、工事が所期の目的に従って施工されるよう必要な指示及び施工中における紛争防止、労働及び公衆災害の</p>	

業 務 内 容	関連条項等
<p>防止等についての適切な<b>指示</b>を行う。</p> <p>また、契約後に関係機関との協議・調整により施工条件が変わった場合にも、その内容について<b>協議</b>し、適切な<b>指示</b>を行わなければならない。</p> <p><b>(3) 施工計画書（変更施工計画書）の受理</b></p> <p>受注者から提出された施工計画書を審査し、概要を<b>把握</b>する。特に重点監督を要する工事については、担当監督員単独ではなく、担当課長等を含めて複数で<b>把握</b>する。</p> <p>また、工事着手後に施工計画書の内容に変更があった場合は、受注者から提出される変更に係る頁をその都度更新し、適切に管理する。</p> <p><b>(4) 施工体制の把握</b></p> <p>「工事現場における施工体制点検マニュアル」に基づき現場における施工体制の<b>把握</b>を行う。特に重点監督を要する工事については、担当監督員単独ではなく、担当課長等を含めて複数で<b>把握</b>する。</p> <p><b>(5) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理等</b></p> <p>契約書及び設計図書に示された<b>指示、承諾、協議</b>（詳細図の作成を含む）、<b>通知及び提出、届出の受理等</b>を行う。また、必要により現場状況を把</p>	<p>約款第9条</p>

業 務 内 容	関連条項等
<p>握し、適切な処置を行うと共にワンデーレスポンスに努める。</p> <p>なお、これらの行為は書面（工事打合せ簿）により行う。ただし、契約の変更に関するものは<b>指示</b>のみで処理できないため、工事内容変更通知書と併せて使用する。</p>	
<p><b>(6) 関連工事との調整</b></p> <p>施工上密接に関連する工事がある場合は、必要に応じて施工についての調整を行い、必要事項を受注者に<b>指示</b>する。</p>	約款第 2 条
<p><b>(7) 工程把握及び工事促進指示</b></p> <p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を<b>把握</b>し、必要に応じて工事促進の<b>指示</b>を行う。</p>	約款第 11 条
<p><b>(8) 部分使用の同意手続き及び検査の立会</b></p> <p>部分使用を行う場合の同意手続きを行い、検査の立会を行う。検査の結果は、書面（部分使用に係る確認検査結果書）により受注者に通知する。</p>	約款第 33 条
<p><b>(9) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</b></p> <p>① 約款第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の<b>確認</b>を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を<b>確認</b>し検討のうえ、必要により工事</p>	約款第 18 条

業 務 内 容	関連条項等
<p>の変更内容、設計図書の訂正内容を定める。</p> <p>② 前項の調査結果を調査終了後 14 日以内に受注者に<b>通知</b>（指示する必要があるときは、当該<b>指示</b>を含む）する。</p>	
<p><b>(10) 変更設計資料等の確認</b></p> <p>変更設計図面及び数量作成のために受注者から提出された資料等を<b>確認</b>する。</p>	約款第 18 条
<p><b>(11) 工事の変更及び一時中止の手続き</b></p> <p><b>ア 工事内容変更通知</b></p> <p>条件変更等、工事内容を変更する必要があると認められた場合、「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続き」（平成 11 年 3 月 30 日付 11 農第 357 号、11 監第 842 号）に該当する場合（工期の延長を除く）は、工事内容変更通知書によりその内容を<b>指示</b>する。</p> <p><b>イ 工事の内容及び工期の変更</b></p> <p>工事内容及び工期を変更する場合は、その理由を付して速やかに変更設計図書を作成する等、所定の手続きを行い、変更の内容を受注者に<b>指示</b>する。</p>	約款第 15 条 約款第 17～ 25 条 約款第 40 条
<p><b>ウ 工事の中止及び中止に伴う工期の延長</b></p> <p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中</p>	約款第 20 条

業 務 内 容	関連条項等
<p>止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、書面（土木工事一時（一部）中止について）により<b>通知</b>する。</p> <p>② 工事の一時中止を解除するときは、書面（土木工事一時（一部）中止の解除について）により<b>通知</b>する。</p> <p>③ 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、必要な手続きを行う。</p>	<p>約款第 17～ 21 条</p>
<p><b>(12) 契約事務担当者等への報告</b></p> <p>契約事務に係る以下の事項について、検討結果等を契約事務担当者等へ報告する。</p> <p><b>ア 工事の内容及び工期の変更、工事一時中止の検討</b></p> <p>工事の内容及び工期の変更、工事の一時中止又は解除の必要が認められた場合、必要書類を整理する。</p> <p><b>イ 一般的な損害の調査</b></p> <p>工事目的物等の損害については、原則として受注者の負担となるが、受注者から発注者の責に帰する旨の<b>通知</b>を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を<b>審査</b>し、必要書類を</p>	<p>約款第 27 条</p>

業 務 内 容	関連条項等
<p>整理する。</p> <p><b>ウ 不可抗力による損害の調査</b></p> <p>天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から<b>通知</b>を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、損害額の負担請求内容を<b>審査</b>し、必要書類を整理する。</p>	<p>約款第 29 条</p>
<p><b>エ 第三者に及ぼした損害の調査</b></p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、必要書類を整理する。</p>	<p>約款第 28 条</p>
<p><b>オ 中間前金払請求時の認定要件の確認</b></p> <p>中間前金払請求があった場合は、認定要件に該当しているかどうか<b>確認</b>し、必要書類を整理する。</p>	<p>約款第 34 条</p>
<p><b>カ 部分払請求時の出来高の確認</b></p> <p>部分払いの請求があった場合は、出来高調書の作成を行う。</p>	<p>約款第 37 条</p>
<p><b>キ 工事関係者に関する措置請求</b></p> <p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認め</p>	<p>約款第 12 条</p>

業 務 内 容	関連条項等
<p>られる場合は、必要書類を整理する。</p> <p><b>ク 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求</b></p> <p>① 約款第 43 条第 1 項及び第 44 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、必要書類を整理する。</p> <p>② 受注者から契約の解除の<b>通知</b>を受けたときは、契約解除要件を<b>確認</b>する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来高調書の作成を行う。</p> <p><b>2 施工状況の確認等</b></p> <p><b>(1) 事前調査等</b></p> <p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の<b>指示</b></p> <p>② 既設構造物の<b>把握</b></p> <p>③ 支給（貸与）品の<b>確認</b></p> <p>④ 事業損失防止家屋調査の<b>立会</b></p> <p>⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の<b>把握</b></p> <p>⑥ 工事区域用地の<b>把握</b></p> <p>⑦ その他必要な事項</p> <p><b>(2) 工事測量等</b></p> <p>受注者が設計図書に基づいて設置した丁張及</p>	<p>約款第 43 条 約款第 44 条</p> <p>約款第 45 条</p> <p>約款第 46 条</p> <p>約款第 16 条</p>

業 務 内 容	関連条項等
<p>び中心線、縦断、横断、用地境界、基準高等について<b>立会</b>により<b>確認</b>する。</p> <p>(3) <b>施工状況の把握</b></p> <p>① 履行状況を含め、各施工段階で、監督員の<b>立会</b>もしくは受注者が提出又は提示した資料により、施工状況、使用材料等が設計図書と適合しているかを必要に応じて自ら<b>把握</b>する。</p> <p><b>把握</b>した結果、設計図書と現場の状況が一致していない場合は、工事打合せ簿によりその場で適切な<b>指示</b>を行う。</p> <p>② ユニバーサルデザインの観点から現場を点検した結果、改善や工夫すべき事項がある場合は、速やかに受注者と<b>協議</b>し、適切な<b>指示</b>を行う。</p> <p>(4) <b>指定材料の確認</b></p> <p>設計図書において、監督員の試験若しくは<b>確認</b>を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の<b>立会</b>のうえ調査し、又は調査について見本の<b>確認</b>を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、<b>立会</b>又は<b>確認</b>を行う。</p> <p><b>確認</b>は、受注者から確認書の確認・立会願により請求があったときに速やかに行う。<b>確認</b>、<b>立会</b>の結果は確認・立会結果書欄に記録し、その写し</p>	<p>約款第 13～ 14 条</p>

業 務 内 容	関連条項等
<p>を受注者に<b>通知</b>する。</p> <p>(5) <b>施工状況の確認（段階確認を含む）</b></p> <p>設計図書で監督員が<b>確認</b>又は<b>立会</b>うとした施工段階（段階確認を含む）において、原則として監督員が臨場により、出来形、品質、規格、数量等を<b>確認</b>する。特に重点監督を要する工事については、担当監督員単独ではなく、担当課長等を含め複数で<b>確認</b>する。</p> <p><b>確認</b>は、設計図書に示された確認時期に受注者から確認書の確認・立会願により請求があったときに速やかに行う。<b>確認</b>、<b>立会</b>の結果は確認・立会結果書欄に記録し、その写しを受注者に<b>通知</b>する。</p> <p>(6) <b>建設副産物の適正処理状況等の把握</b></p> <p>建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票等（電子マニフェストを含む）等により、適正に処理されているか<b>把握</b>する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工 事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を<b>把握</b>する。</p>	<p>約款第 14 条</p> <p>段階確認は共通仕様書による</p>
<p>(7) <b>改造請求及び破壊による確認</b></p> <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事</p>	<p>約款第 17 条</p>

業 務 内 容	関連条項等
<p>実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の<b>指示</b>又は改造請求を行う。</p> <p>② 約款第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して<b>確認</b>する。</p> <p><b>(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</b></p> <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき<b>確認</b>し、引渡しを行う。引渡しは書面（支給品受領書、貸与品借用書）により行う。</p> <p>② 前項の<b>確認</b>の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を引渡す等の措置をとる。</p> <p>③ 工事の完成、設計図書の変更等によって不要となった支給材料及び貸与品がある場合は、受注者からその返還を受けなければならない。返還は書面（支給品精算書、貸与品返納書）によ</p>	<p>約款第15条</p>

業 務 内 容	関連条項等
<p>り行う。</p> <p><b>3 円滑な施工の確保</b></p> <p>(1) 地元対応</p> <p>① 工事着手前に、受注者と協力して工事の概要を地元住民に伝え、工事に対する理解と協力を求める。</p> <p>② 地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、速やかに調査を行い必要な措置を誠意をもって行う。</p> <p>③ 標識、バリケード等、保安施設の設置状況、維持管理状況を点検し、工事の安全確保が図られているかを確認する。</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整</p> <p>工事に関して、関係機関（警察・消防署、JR、占用物設置者等）との協議・調整等における必要な措置を行う。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 電子納品に関する協議、電子成果品の確認等</p> <p>工事着手前に電子納品に関する事前協議を行い、電子納品の有無、対象書類等について協議する。電子納品を行う場合は、福島県電子納品運用</p>	

業 務 内 容	関連条項等
<p>ガイドラインの土木工事編又は営繕工事編（以下、「工事ガイドライン」という。）に基づき実施する。</p> <p>また電子成果品の受領に際し、各工事ガイドラインに基づき電子成果品の構成及び内容の<b>確認</b>を行う。</p> <p><b>(2) 現場発生品の処理</b></p> <p>工事現場における発生品について、規格、数量等を<b>確認</b>しその処理方法について<b>指示</b>する。現場発生品の受入は、書面（現場発生品調書）により行う。</p> <p><b>(3) 臨機の措置</b></p> <p>災害防止、その他工事の施工上、特に必要があると認められるときは、受注者に対し<b>臨機</b>の措置を求める。</p> <p><b>(4) 事故等に対する措置</b></p> <p>事故等が発生した場合は、速やかに状況を調査し、上司に報告する。（受注者に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱 様式第 2-3 号「工事現場等における事故発生報告書」を速やかに提出するよう求める。）</p> <p>また、必要があると認められるときは、受注者に対し二次災害防止の措置を求める。</p>	<p>約款第 26 条</p>

業 務 内 容	関連条項等
<p>(5) <b>工事成績の評定</b>  工事完成のとき福島県請負工事成績評定要綱に基づき工事成績の評定を行う。</p> <p>(6) <b>検査日の通知</b>  工事検査に先立って、検査日を受注者に対して通知する。</p> <p>(7) <b>工事完成検査等の立会</b>  工事完成・一部竣工・既済部分・中間の各検査に立会う。</p>	

注) 本庁で監督業務を行う場合は、「担当課長等」とあるのは、「担当主任主査等」とする。

#### 附 則

- 1 この要綱は平成15年7月1日より施行する。
- 2 福島県土木部工事監督員執務要綱（昭和61年3月17日61土検第31号）は廃止する。
- 3 この要綱は平成17年7月1日より施行する。
- 4 この要綱は平成18年4月1日より施行する。
- 5 この要綱は平成18年11月1日より施行する。
- 6 この要綱は平成19年6月25日より施行する。
- 7 この要綱は平成19年8月1日より施行する。
- 8 この要綱は平成20年4月1日より施行する。
- 9 この要綱は平成25年1月1日より施行する。

## (別表1)

## 監督にかかる業務分掌標準一覧表

○報告、指示 ◎業務調整者 ●担当者

業務分担 事項	統 括		総 括		監督員
	職名 所 長	部 長 次 長	課 長	主任主査 主 査	
1 契約の履行の確保					
(1) 契約図書の内容の把握	軽 易 な もの				●
(2) 工事打合せ					
(3) 施工計画書の受理			○	◎	
(4) 施工体制の把握					
(5) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理等					
(6) 関連工事との調整	重 要 な もの				●
(7) 工程把握及び工事促進指示					
(8) 部分払請求時の出来高の確認					
(9) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知		○	◎	○	
(10) 変更設計資料等の確認					

業務分担 職名 事項	統 括		総 括		監督員
	所 長	部 長 次 長	課 長	主任主査 主 査	
(11) 工事の変更及び一時中止の手続き ア 工事内容変更通知 イ 工事の内容及び工期の変更 ウ 工事の中止及び中止に伴う工期の延長					
(12) 契約事務担当者等への報告 ア 工事の内容及び工期の変更、工事一時中止の検討 イ 一般的な損害の調査 ウ 不可抗力による損害の調査 エ 第三者に及ぼした損害の調査 オ 中間前金払請求時の認定要件の確認	○	○	◎	○	●

業務分担 職名 事項	統 括		総 括		監督員
	所 長	部 長 次 長	課 長	主任主査 主 査	
カ 部分払請求時の 出来高の確認 キ 工事関係者に関 する措置請求 ク 契約解除に関す る必要書類の作成 及び措置請求	○	○	◎	○	●
2 施工状況の確認等					
(1) 事前調査等 (2) 工事測量等 (3) 施工状況の把握 (4) 指定材料の確認 (5) 施工状況の確認 (段階確認を含む)	軽 易 な 物		○	◎	●
(6) 建設副産物の適正 処理状況等の把握 (7) 改造請求及び破壊 による確認 (8) 支給材料及び貸与 品の確認、引渡し	重 要 な 物	○	◎	○	●
3 円滑な施工の確保					
(1) 地元対応	軽 易		○	◎	●
(2) 関係機関との協 議・調整	重 要	○	◎	○	●

業務分担 職名 事項	統 括		総 括		監督員
	所 長	部 長 次 長	課 長	主任主査 主 査	
4 その他					
(1) 電子納品に関する 協議、電子成果品の 確認等			○	◎	●
(2) 現場発生品の処理					
(3) 臨機の措置 (4) 事故等に対する措 置 (5) 工事成績の評定	○	○	◎	○	●
(6) 検査日の通知					●
(7) 工事完成検査等の 立会			○	◎	●

注) 1 本表は監督にかかる判断・処理の標準的なものであるので、工事の特殊性又は事務所事情等によりこれにより難しい場合は、その都度公所長等の指示を受けるものとする。

2 業務調整者は問題案件に係る関係機関との調整及び処理を行うものとする。なお、問題の重要性によっては統括（所長、主幹、部長又は次長）が業務調整者になることが出来るものとする。

3 本庁で監督業務を行う場合は、統括を担当課長及び主幹、総括を担当 主任主査又は主査が行うものとする。



# 福島県土木部工事監督員執務要綱の運用

## (目 的)

福島県土木部工事監督員執務要綱に定める監督の実施あたり、実務に関する統一的な運用を確保するために、工事施工状況の確認等を行う際の留意事項などを示すものとする。

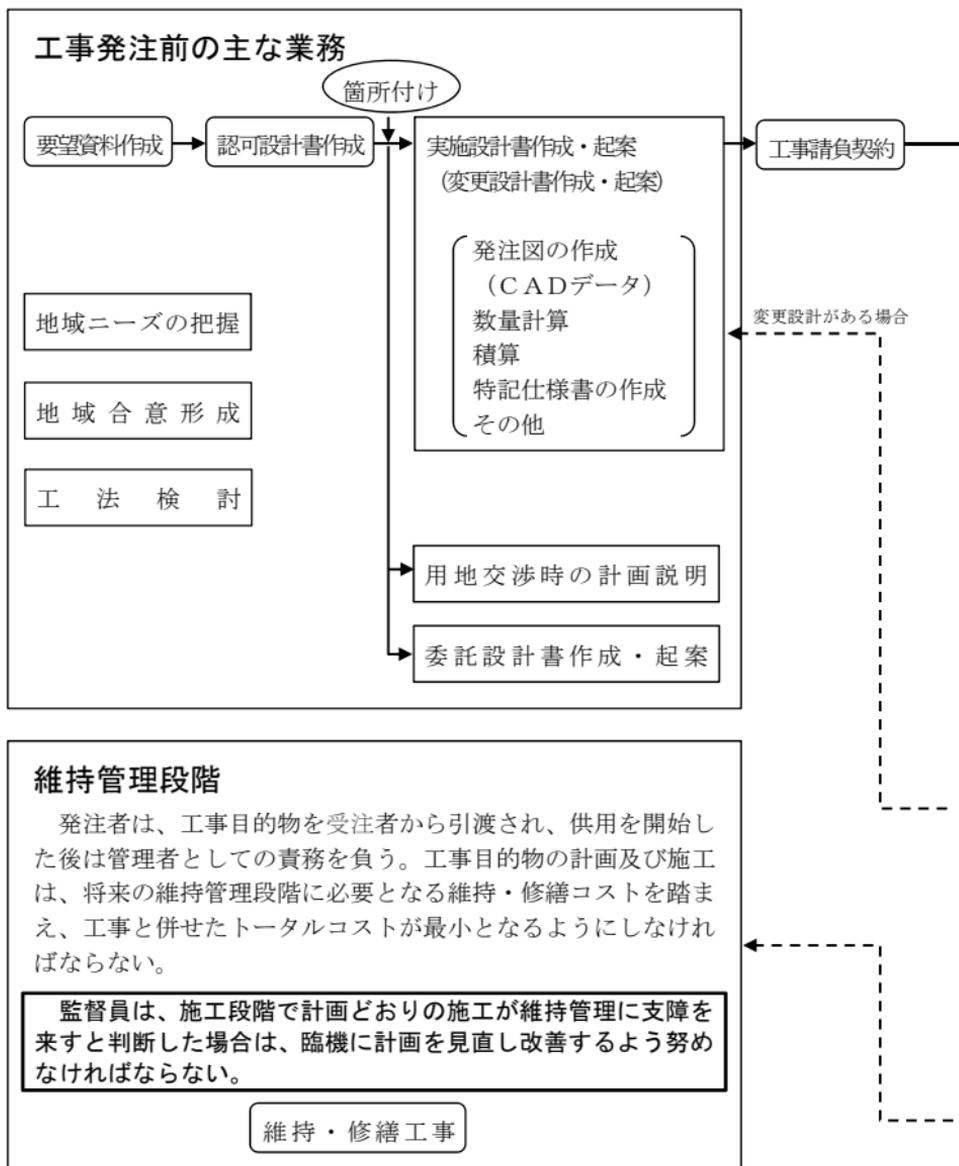
## (目 次)

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 要望から工事実施までの流れ図         | 24 |
| (2) 工事打合せ時の留意事項            | 26 |
| (3) 施工計画書の留意事項             | 28 |
| (4) 工事測量の留意事項              | 34 |
| (5) 段階確認について               | 35 |
| 段階確認一覧                     | 35 |
| (参考) 重点監督                  | 46 |
| (6) 段階確認の留意事項              | 48 |
| ・ 指定仮設工                    | 48 |
| ・ 河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工（掘削工） | 48 |
| ・ 河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工（盛土工） | 48 |
| ・ 道路土工（路床盛土工）              | 48 |
| ・ 舗装工                      | 49 |
| ・ 表層安定処理工                  | 50 |
| ・ バーチカルドレーン工               | 50 |
| ・ 締固め改良工                   | 51 |
| ・ 固結工                      | 51 |

・ 矢板工（仮設を除く）	52
・ 既製杭工	53
・ 場所打杭	54
・ 深礎工	55
・ オープンケーソン基礎工・ニューマチックケーソン基礎工	56
・ 鋼管井筒基礎工	57
・ 置換工（重要構造物）	57
・ 築堤・護岸工	58
・ 砂防ダム	58
・ 護岸工	58
・ 重要構造物（函渠工・躯体工(橋台)・RC 躯体工(橋脚)・橋脚フーチング工・RC 擁壁・砂防ダム・堰本体工・排水機場本体工・水門工・共同溝本体工)	59
・ 躯体工・RC 躯体工	60
・ 床版工	61
・ 鋼橋	61
・ ポストテンション T (I) 桁製作工・プレキャストブロック桁組立工・プレビーム桁製作工・PC ホロースラブ桁製作工・PC 版桁製作工・PC 箱桁製作工・PC 片持箱桁製作工・PC 押出し箱桁製作工・床版・横組工	62
・ 塗装工	63
・ トンネル全般	63
・ トンネル掘削工	63
・ トンネル支保工	64

・ トンネル覆工 .....	64
・ トンネルインバート工 .....	64
・ 鋼板巻立て工 .....	65
・ 樹木・芝生管理工・植生工 .....	65
(7) 工事打合せ簿及び確認書の取扱について .....	66
(8) 「ワンデーレスポンス」とは .....	72

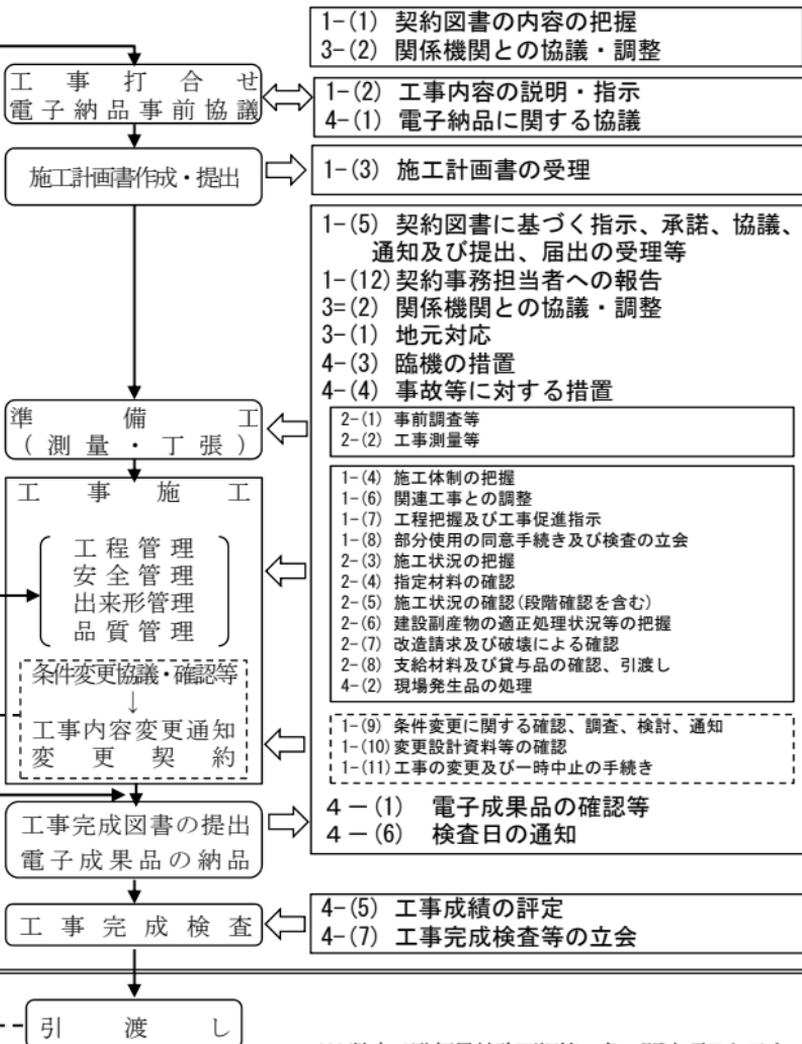
# (1) 要望から工事実



# 施までの流れ図

## 監督員の業務範囲

公共工事の品質確保には、監督業務を随時、適切に遂行する事が重要である。



※ 数字は監督員執務要綱第3条の関連項目を示す。

## (2) 工事打合せ時の留意事項

監督員は、受注者に対し、工事契約後速やかに当該工事の目的、内容を正確に説明し、工事が所期の目的に従って施工されるよう必要な**指示**及び施工中における紛争防止、労働及び公衆災害の防止等についての適切な**指示**を行う。

また、契約後に関係機関との**協議・調整**により施工条件が変わった場合にも、その内容について受注者と**協議**し、適切な**指示**を行わなければならない。

打合せ事項	方法	打合せ内容	備考
施工条件	指示 (協議)	1. 工事の基準類 2. 設計条件 3. 用地問題等がないか 4. 用地買収時の条件、地元の要望等 5. 交通規制の有無 6. 交通整理員の配置位置 7. 施工時間の制約 8. 鉄道近接工事等の制約条件 9. 工事区間内の支障物件（ガス、水道、ケーブル、電柱類、消火栓、マンホール等） 10. 防護施設、保安施設 11. 関連する他工事との調整 12. ユニバーサルデザインの留意事項 13. その他必要事項	○打合せ結果による指示事項は工事打合せ簿により指示する。  ○警察協議により交通整理員の配置人数、施工時間が設計図書と変更になった場合の指示  ○三者会議の実施

打合せ事項	方法	打合せ内容	備考
立会・確認	指示	1. 施工基準点の確認 2. 工事測量・丁張の確認 3. 工事材料の確認・試験方法 4. 立会を要する施工段階(段階確認を含む)の確認時期	○確認時期は施工計画書に盛り込む
電子納品	協議	1. 電子納品の実施の有無 2. 電子成果品の対象書類等 3. その他必要事項	○発注者から提供するデータ(発注図CADデータ、工事管理ファイル等)の準備

### (3) 施工計画書の留意事項

受注者から提出された施工計画書を審査し、概要を把握する。特に重点監督を要する工事については、担当監督員単独ではなく、担当課長等を含めて複数で把握する。

また、工事着手後に施工計画書の内容に変更があった場合は、受注者から提出される変更に係る頁をその都度更新し、適切に管理する。

打合せ事項	方法	打合せ内容	備考
工事概要	審査	1. 数量等工事内容は設計図書と合致しているか。 2. 主体工事は何かを明記しているか。	
実施工程表	審査	1. 契約工期と合致しているか。 2. 各工種毎の工期設定は妥当か。(施工量、施工時期(気温)、他工事との調整等) 3. 全体工程と詳細工程の検討はなされているか。 4. 休日(不稼働日)の設定は適切か。 5. 工程表の様式は適切か。(バーチャート、ネットワーク等) 6. 材料確認・段階確認等の立会時期を記入しているか。	○気象条件を考慮しているか。  ○作業員の休日は確保されているか。

打合せ事項	方法	打合せ内容	備考
現場組織表 (工場組織表)	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主任技術者、管理技術者の資格は適正か。</li> <li>2. 社内検査員等の資格は適正か。</li> <li>3. 担当する職務が記載されているか。</li> <li>4. 現場における担当責任者まで記入されているか。</li> <li>5. 河川工事での観測・連絡体制等はどうか。</li> </ol>	○建設業法上の 資格要件
安全管理	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工種別の重点管理目標と事故対策は妥当か。</li> <li>2. 安全管理組織は確立されているか。</li> <li>3. 選任すべき作業主任者は確保されているか。</li> <li>4. 安全活動、現場パトロール等の実施計画があるか。</li> <li>5. 現場保安施設計画は適正か。</li> <li>6. 火薬類の使用計画書は適切か。</li> <li>7. その他の危険物、火気を使用する場合の取扱いは適切か。</li> </ol>	○火薬類取扱保安責任者、監視方法、保管方法等。
主要機械	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工種毎に機械の能力等は妥当か。</li> <li>2. 機械毎の使用期間は工程表と合致しているか。</li> <li>3. 設計図書に示す排ガス対策型建設機械、低騒音型・低振動型建設機械の記載があるか。</li> </ol>	

打合せ事項	方法	打合せ内容	備考
主要資材	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事材料が設計図書に適合しているか。</li> <li>2. 搬入経路、搬入時期、荷卸し場所等は適切か。</li> <li>3. レディーミクストコンクリートの J I S マーク表示認定工場、J I S マーク表示認証工場の工場名を記載しているか。</li> <li>4. コンクリート二次製品で土木部の認定製品を使用する場合の工場名を記載しているか。</li> <li>5. 各資材の産地と購入先が記載されているか。</li> <li>6. 監督員の確認を要するとした材料について、確認に関する記載があるか。</li> </ol>	○仕様書及び監督員が指示した材料。
施工方法	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事目的をよく理解し、注意を払うべき施工の要点を押さえた内容になっているか。</li> <li>2. 設計条件に対する検討がなされているか。</li> <li>3. 資材置場、仮設備計画(能力、容量等)は適切か。</li> <li>4. 仮設物等は必要に応じて応力計算がなされ安全が確認されているか。</li> <li>5. 施工順序は妥当か。</li> <li>6. 施工方法が現場条件にあった具体的な内容で記載されているか。</li> </ol>	

打合せ事項	方法	打合せ内容	備考
施工方法	審査	7. 監督員が立ち会うとした施工段階の時期、方法等の記載があるか。 8. 気象条件を考慮した施工内容になっているか。(コンクリートの養生日数、舗設温度等) 9. コンクリートの打設高等、仕様書で義務づけられた内容の記載があるか。 10. 仕様書で規定する内容に反したものがないか。 11. 協議・承諾の必要なものは検討されているか。	○仕様書及び監督員が指示した施工段階。
施工管理計画	審査	1. 施工管理基準に基づいて記入され、各工種一覧表になっているか。 2. 施工管理基準にないものの基準設定(適用工種等)は妥当か。 3. 工事写真の撮影計画は写真管理基準に合っているか。 4. 社内検査の計画は妥当か。	○不可視となる出来型部分
緊急時の体制	審査	1. 災害発生時、異常気象時、現場内事故発生時の緊急体制が整っているか。 2. 緊急時連絡系統図が作成されているか。 3. 受注者、発注者の夜間・休日の緊急連絡先が記載されているか。	

打合せ事項	方法	打合せ内容	備考
交通管理	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通規制、作業時間帯は指示のとおりであるか。</li> <li>2. 交通誘導員は施工段階に応じて適切に配置されているか。</li> <li>3. 指定道路では交通誘導員Aが配置されているか。</li> <li>4. 交通誘導員の資格は適正か。</li> <li>5. 現道上の交通の切替え施工の方法等が適切か。</li> <li>6. 交通誘導のための保安施設は施工段階毎に適切な設置計画となっているか。</li> <li>7. ダンプトラックの過積載防止のための対策があるか。</li> </ol>	<p>○警察協議による作業時間帯の規制等</p> <p>○交通誘導員Aの配置人数は1名以上又は警察署の指示による</p> <p>○交通管理図が作成されているか</p>
環境対策	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場での第三者対策と工事公害対策は十分か。</li> </ol>	
現場作業環境の整備	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業員のための良好な作業環境が確保されているか。</li> <li>2. 工事用地内のイメージアップに関する記載があるか。</li> </ol>	
再生資源の利用の促進、建設副産物の適正処理方法	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書が提出されているか。</li> <li>2. 産業廃棄物処理場が記載され、適正に処理されるか。</li> </ol>	○産業廃棄物処理場の記載
UD指針に基づき実施する項目・内容	審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針に基づき、実施する項目、配慮する内容等を検討しているか。</li> </ol>	

打合せ事項	方 法	打 合 せ 内 容	備 考
そ の 他		1. 工事打合せ時の指示内容が反映されているか。 2. 施工計画書の内容を審査し、不備のある場合は訂正を指示し、再提出を求める。 3. 工事着手後に変更のあった内容はその都度更新し、常に現場と合致した内容であること。	

## (4) 工事測量の留意事項

受注者が設計図書に基づいて設置した丁張及び中心線、縦断、横断、用地境界、基準高等について立会により確認する。

打合せ事項	方法	打合せ内容	備考
仮 B M	立会	1. 基準水準点の高さ 2. 仮BMの高さ、箇所数、適正配置 3. 仮BMの保護状況は適切か	○平面・縦断図との確認
中心線 (法線)	立会	1. 位置(法線のとおり)の確認 2. 控杭の設置	
縦・横断	審査 (立会)	1. 測量成果と設計図との対比 (条件変更の有無) 2. 買収用地杭の確認	
丁張	立会	1. 丁張の基準高、位置 2. 用地幅杭との関連 3. 用排水路系統計画と現地の整合 4. 隣接地の出入り及び取付道路の取り合い	○必要に応じ地権者等の立会確認  ○位置、高さ

## (5) 段階確認について

段階確認とは、共通仕様書の段階確認一覧に示す工種別に、その「確認時期」に受注者から提出される確認・立会願を受け、監督員が原則臨場により「確認項目」にある内容及び「確認の頻度」で確認することをいう。また、重点監督を要する工事では、担当監督員の他に担当課長等を含め複数で確認する。

### 段 階 確 認 一 覧

一般：一般監督 重点：重点監督

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ、間隔等	1回／1工事
河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工 (盛土工)		敷均し、転圧時	使用材料、敷均し・締めめ状況	(一般) 1回／1工事 (重点) 2～3回／1工事
道路土工 (路床盛土工)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回／1工事

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
舗装工	下層路盤	ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
	下層路盤 (上層路盤の施工がある場合)	施工完了時	基準高、幅、厚さ	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/100m
	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、敷均し締固め状況、天候、気温、舗設温度	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/3,000 m <sup>2</sup>
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/100m
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工	使用材料、打込長さ	(一般) 1回/200本 (重点)
		施工完了	施工位置、杭径	1回/100本

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
締固め改良工	サンドコン パクション パイル	施工時	使用材料、打 込長さ	(一般) 1回/200本
		施工完了	基準高、施工 位置、杭径	(重点) 1回/100本
固結工	粉体噴射攪 拌 高圧噴射攪 拌	施工時	使用材料、深 度	(一般) 1回/200本 (重点) 1回/100本
	セメントミ ルク攪拌 生石灰パイ ル	施工完了時	基準高、位 置・間隔、杭 径	
	薬液注	施工時	使用材料、深 度、注入量	(一般) 1回/20本 (重点) 1回/10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長 さ、溶接部の 適否	試験矢板＋ (一般) 1回/150枚
		打込完了時	基準高、変位	(重点) 1回/100枚
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長 さ、溶接部の 適否	試験矢板＋ (一般) 1回/75枚
		打込完了時	基準高、変位	(重点) 1回/50枚

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
既製杭工	既設コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ (一般) 1回/10本 (重点)
		打込完了時 (打込杭)	基準高、偏心量	1回/5本
		掘削完了時 (中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時 (中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	(一般) 1回/10本 (重点) 1回/5本
場所打杭	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ (一般) 1回/10本 (重点) 1回/5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	(一般) 30% 程度/1構造物 (重点) 60% 程度/1構造物
		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	(一般) 1回/1構造物 (重点) 1回/1ロット

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
場所打杭	リバース杭 オールケー シング杭 アースドリ ル杭 大口径杭	施工完了時	基準高、偏心 量、杭径	試験杭＋ (一般) 1回/10本 杭径は写真で全数 (重点) 1回/5本 杭径は写真で全数
		杭頭処理完 了時	杭頭処理状 況	(一般) 1回/10本 (重点) 1回/5本
深礎工		土(岩)質の 変化した時	土(岩)質、 変化位置	1回/土(岩) 質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地 盤	(一般) 1回/3本 (重点) 全数
		鉄筋組立完 了時	使用材料、設計 図書との対比	1回/1本
		コンクリー ト打設時	品質規格、運 搬時間、打設 順序、天候、 気温	(一般) 1回/1構造物 (重点) 1回/1ロット
		施工完了時	基準高、偏心 量、径	(一般) 1回/3本 (重点) 全数
		グラウト注 入時	使用材料、使 用量	(一般) 1回/3本 (重点) 全数

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据付完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)	支持層	
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1ロット
		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	(一般) 1回／1構造物 (重点) 1回／1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭＋ (一般) 1回／10本 (重点) 1回／5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1工事
重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） RC 躯体工（橋脚） 橋脚フーング工 RC 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	（一般）30％程度／1構造物 （重点）60％程度／1構造物
		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	（一般） 1回／1構造物 （重点） 1回／1ロット
		埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1構造物

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
躯体工 RC躯体工		杓座の位置 決定時	杓座の位置	1回／1構造 物
床版工		鉄筋組立完 了時	使用材料、設 計図書との 対比	(一般) 30%程 度／1構造物 (重点) 60%程 度／1構造物
		コンクリー ト打設時	品質規格、運 搬時間、打設 順序、天候、 気温	(一般) 1回／1構造物 (重点) 1回／1ロット
鋼橋		仮組立て完 了時(シミュ レーション による代替 等、仮組立が 省略となる 場合を除く)	キャンパー、 寸法等	(一般) - (重点) 1回／1構造物
ポストテンシ ョンT (I) 桁製作工 プレキャストブ ロック桁組立工 プレビーム桁 製作工 PCホロース ラブ桁製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し箱 桁製作工 床版・横組工		プレストレ ス導入完了 時 横締め作業 完了時	設計図書と の対比	(一般) 5%程度／総 ケーブル数 (重点) 10%程度／総 ケーブル数
		プレストレ ス導入完了 時 縦締め作業 完了時	設計図書と の対比	(一般) 10%程度／総 ケーブル数 (重点) 20%程度／総 ケーブル数

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
ポストテンションT (I) 桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレベーム桁製作工 PCホロースラブ桁製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		PC鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	(一般) 30%程度/1構造物  (重点) 60%程度/1構造物
		コンクリート打設時(工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	(一般) 1回/1構造物  (重点) 1回/1ロット
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	(一般) 1回/支保工変更毎  (重点) 1回/支保工変更毎ただし最低10支保工毎 ※ 重点監督は地山等級がD、Eのもの
		支保工完了時(支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	(一般) 1回／構造の変化毎 (重点) 3打設毎又は1回／構造の変化毎の頻度の多い方 ※ 重点監督は地山等級がD、Eのもの
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回／200m
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	穿孔完了時	穿孔数、深さ、鉄筋切断の有無	(一般) 30%程度／1構造物 (重点) 60%程度／1構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	コンクリート面と鋼板との間隔、固定状況	同上

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
鋼板巻立て工	現場溶接工	溶接前	鋼板突き合わせ部の隙間	(一般) 30%程度 / 1 構造物
		溶接完了時	ビート部分の外観検査	(重点) 60%程度 / 1 構造物
	現場塗装工	塗装前	表面の汚れ、さび落としの状況	25点 / 1ロット (500㎡)
		塗装完了時	塗膜厚さ	
塗装工		清掃、錆落とし施工時	清掃、錆落とし状況	1回 / 1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回 / 1工事
樹木・芝生管理工、植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料・数量、天候、気温	適宜
ダム工	各工事毎に特記仕様書で定める			
港湾・漁港工	共通仕様書[港湾漁港編]及び特記仕様書で定めた基準による			
下水道工	特記仕様書で定めた基準による			
建築・設備工事	建築・設備工事共通仕様書の基準による			

注) 1 表中の「確認の頻度」は、最小限の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、設定することとする。

2 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

3 一般監督：重点監督以外の工事

4 重点監督：下記の工事

(1) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

(2) 施工条件が厳しい工事

(3) 第三者に対する影響のある工事

(4) 大規模な建築物等の工種

(5) その他

(参考)

## 重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある又は及ぼす可能性のある工事、大規模な建築物等の工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすとともに、確認等をする人数を複数にすることとし、工事の重要度に応じた監督とする。(以下、重点監督という。)

なお、対象工事は下記の(1)～(5)のとおりとし、重点監督の適用については業務担当部長(又は次長。本庁で監督業務を行う場合は、担当課長又は主幹)が判断し、起工決裁時に添付する設計図書審査書により担当課長(本庁で監督業務を行う場合は、担当主任主査等)及び監督員に指示するものとする。

- (1) 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
  - ・ V E 提案を採用した工事
- (2) 施工条件が厳しい工事
  - ・ 鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m以上の橋梁工事
  - ・ 掘削深さ 7 m以上の土留工及び締切工を有する工事
  - ・ 鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
  - ・ 砂防ダム(堤体高 30m以上)
  - ・ 軟弱地盤上での構造物
  - ・ 場所打ち P C 橋
  - ・ 共同溝工事
  - ・ ハイピア(躯体高 30m以上)

- ・鉄骨造建築物で屋根の全体的な耐震補強施工を要する工事
- (3) 第三者に対する影響のある又は及ぼす可能性のある工事
- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
  - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
  - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
  - ・供用中の道路、鉄道等の上空において作業する工事
- (4) 大規模な建築物等の工事
- ・総工事費が概ね 10 億円以上の建築物の整備工事
- (5) その他
- ・低入札価格調査制度調査対象工事
  - ・事務所長（本庁で監督業務を行う場合は、担当課長）が必要と認めた工事

## (6) 段階確認の留意事項

### 指定仮設工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
設置完了時	使用材料 高さ、幅、長さ、深さ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・高さ、幅、長さ、深さ等が規格値以内であるか確認する。</li> <li>・吊り足場等の吊り間隔が適切であるか確認する。</li> </ul>	1回/1工事

### 河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工（掘削工）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
土（岩）質の変化した時	土（岩）質の変化位置	・土質及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。	1回/土（岩）質の変化毎

### 河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工（盛土工）、道路土工（路体盛土工）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
敷均し、転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土の敷均し及び締固めについて、使用材料、敷均し厚・方向、施工機種等について確認する。</li> </ul> ※ 築堤・路体の1層仕上がり厚 30 cm以下	（一般） 1回/1工事 （重点） 2～3回/1工事

### 道路土工（路床盛土工）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
敷均し、転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土の敷均し及び締固めについて、使用材料、敷均し厚・方向、施工機種等について確認する。</li> </ul> ※ 1層仕上がり厚保 20 cm以下	（一般） 1回/1工事 （重点） 2～3回/1工事
ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	・路床盛土工仕上げ後、路盤全体にわたってのブルーフローリング実施時に、たわみについて状況を確認する。	1回/1工事

## 舗装工（路盤、表層、基層）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
下層路盤ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	・下層路盤仕上げ後、路盤全体にわたってのブルーフローリング実施時に、たわみについて状況を確認する。	1回/1工事
下層路盤施工完了時 (上層路盤の施工がある場合)	基準高、幅、厚さ	・不可視部分について、上層路盤施工前に基準高、幅、厚さが規格値以内であるか確認する。	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/100m
舗設時	使用材料、敷均し締固め状況、天候、気温、舗設温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・下層、上層路盤（粒状路盤） 路盤材料の品質及び仕様書に定められた敷均し締固めが行われているか確認する。 ※ 下層路盤の1層まき出し厚20cm以下 ※ 上層路盤の1層まき出し厚15cm以下（振動ローラを使用する場合は20cm）</li> <li>・下層、上層路盤（セメント及び石灰安定処理） 使用材料の品質、1層の仕上がり厚さ、セメント及び石灰量、一軸圧縮試験結果等について確認する。 ※ 下層路盤の1層まき出し厚30cm以下 ※ 上層路盤の1層まき出し厚20cm以下（振動ローラを使用する場合は25cm）</li> <li>・アスファルト安定処理、基層、表層プライムコート、タックコートの施工状況、混合物の舗設温度、天候、敷均し締固め状況について確認する。 ※ 舗設温度110℃以上 ※ 気温5℃以下及び降雨時の作業禁止</li> <li>・コンクリート舗装 目地金物、鉄網の設置及び敷均し締固め状況について確認する。</li> </ul>	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/3000㎡

### 表層安定処理工（表層混合処理、路床安定処理）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅、施工厚さ及び延長を確認する。</li> <li>伝票等により処理材料の使用量を確認し、設計数量と比較する。</li> </ul>	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/100m

### 表層安定処理工（置換）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料は品質、形状、寸法、使用法を目視で確認する。</li> <li>幅、長さ及び置換厚さについて確認する。</li> </ul>	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/100m

### 表層安定処理工（サンドマット）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料は品質、形状、寸法使用法を目視で確認する。</li> <li>幅、長さ及び施工厚さについて確認する。</li> </ul>	(一般) 1回/1工事 (重点) 1回/100m

### バッチカルドレーン工（サドドレーン、袋詰式サドドレーン、ペパドレーン）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
施工時	使用材料、打込長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料の品質（特に粒度）及び長さについて確認する。</li> </ul>	(一般) 1回/200本 (重点) 1回/100本
施工完了時	施工位置、杭径	<ul style="list-style-type: none"> <li>杭の設置間隔、杭径が規格値以内であるか確認する。</li> </ul>	(一般) 1回/200本 (重点) 1回/100本

### 締固め改良工（サンドコンパクションパイル）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
施工時	使用材料、打込長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂杭の施工管理記録により砂杭の打込長さを確認する。</li> <li>・材料確認を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> </ul>	（一般） 1回／200本 （重点） 1回／100本
施工完了時	基準高、施工位置、杭径	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂杭の基準高、設置間隔、杭径が規格値以内であるか確認する。</li> </ul>	（一般） 1回／200本 （重点） 1回／100本

### 固結工（粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
施工時	使用材料、深度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・施工管理記録により杭の打込長さを確認する。</li> </ul>	（一般） 1回／200本 （重点） 1回／100本
施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	<ul style="list-style-type: none"> <li>・杭の基準高、設置間隔、杭径が規格値以内であるか確認する。</li> </ul>	（一般） 1回／200本 （重点） 1回／100本

### 固結工（薬液注入）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
施工時	使用材料、深度、注入量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・注入量を確認するとともに、薬液の保管、注入作業管理、排水等の処理、周辺の地下水・地盤の状況等の測定・監視等を行いながら施工しているか確認する。</li> </ul> ※ 薬液注入工事に係る施工管理等について（国土交通省通達）の規定による	（一般） 1回／20本 （重点） 1回／10本

### 矢板工（綱矢板）仮設を除く

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・打設前に板長を測定し、打設長（根入れ長）を求め、設計根入れ長と比較する。</li> <li>・継手溶接部の適否について目視、浸透深傷試験（JIS Z 2343）、放射線透過試験（JIS Z 3104）又は超音波探傷試験（JIS Z 3060）により確認する。</li> </ul>	試験矢板＋ （一般） 1回／150枚 （重点） 1回／100枚
打込完了時	基準高、変位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高、変位が規格値以内であるか確認する。</li> </ul>	試験矢板＋ （一般） 1回／150枚 （重点） 1回／100枚

### 矢板工（綱管矢板）仮設を除く

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・打設前に板長を測定し、打設長（根入れ長）を求め、設計根入れ長と比較する。</li> <li>・継手溶接部の適否について目視、浸透深傷試験（JIS Z 2343）、放射線透過試験（JIS Z 3104）又は超音波探傷試験（JIS Z 3060）により確認する。</li> </ul>	試験矢板＋ （一般） 1回／75枚 （重点） 1回／50枚
打込完了時	基準高、変位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高、変位が規格値以内であるか確認する。</li> </ul>	試験矢板＋ （一般） 1回／75枚 （重点） 1回／50枚

### 既製杭工（既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・打設前に杭長を測定し、打設後、杭天端高、切断部の長さを測定し、杭長、打設長（根入れ長）を求め、設計根入れ長と比較し確認する。</li> <li>・継手溶接部の適否について目視、浸透深傷試験（JIS Z 2343）、放射線透過試験（JIS Z 3104）又は超音波探傷試験（JIS Z 3060）により確認する。</li> <li>・貫入状況、打止まり状況等から支持層を確認するとともに、支持力を算定して設計支持力と比較し確認する。また、基準高、偏心量を確認する。</li> </ul>	試験杭＋ （一般） 1回／10本 （重点） 1回／5本
打込完了時 （打込杭）	基準高、偏心量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高、偏心量が規格値以内であるか確認する。</li> </ul>	同上
掘削完了時 （中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削土とボーリング柱状図等を比較し、地層・地質及び杭先端支持地盤を確認する。</li> </ul>	同上
施工完了時 （中掘杭）	基準高、偏心量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高、偏心量が規格値以内であるか確認する。</li> </ul>	同上
杭頭処理完了時	杭頭処理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼管杭、H鋼杭 鉄筋溶接の適否、杭頭切断の処理について施工状況を確認する。</li> <li>・コンクリート杭 杭を切断した場合の補強方法、中詰補強の配筋等の杭頭処理状況を確認する。</li> </ul>	（一般） 1回／10本 （重点） 1回／5本

場所打杭工（リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	・杭の掘削完了時、掘削土とボーリング柱状図等を比較し、地層・地質及び杭先端支持地盤を確認する。	試験杭＋ （一般） 1回／10本 （重点） 1回／5本
鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長、結束状況）及びかぶりについて確認する。	（一般） 30%程度／1 構造物 （重点） 60%程度／1 構造物
コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について確認する。 ※ スランプ、空気量、塩化物総量の適否 ※ 練りまぜから打設完了まで1.5時間以内（外気温25℃以下で2時間） ※ 吐出口と打込み面までの高さ1.5m以下 ※ 日平均気温 4℃以下：寒中コンクリート 25℃以上：暑中コンクリート	（一般） 1回／1構造物 （重点） 1回／1ロット
施工完了時	基準高、偏心量、杭径	・基準高、偏心量、杭径が規格値以内であるか確認する。	試験杭＋ （一般） 1回／10本 （重点） 1回／5本
杭頭処理完了時	杭頭処理状況	・杭頭部コンクリートの品質及び仕上げ状況、帯鉄筋の径、本数、間隔及び定着長について確認する。	（一般） 1回／10本 （重点） 1回／5本

## 深礎工

確認時期	確認項目	留 意 事 項	確認の頻度
土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	・土質及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。	1回／土（岩）質の変化毎
掘削完了時	長さ、支持地盤	・杭の掘削完了時、掘削土とボーリング柱状図等を比較し、地層・地質及び杭先端支持地盤を確認する。 ・杭の長さを現地を確認する。	（一般） 1回／3本 （重点） 全数
鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長、結束状況）及びかぶりについて確認する。	1回／1本
コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について確認する。 ※ スランプ、空気量、塩化物総量の適否 ※ 練りまぜから打設完了まで1.5時間以内（外気温25℃以下で2時間） ※ 吐出口と打込み面までの高さ1.5m以下 ※ 日平均気温 4℃以下：寒中コンクリート 25℃以上：暑中コンクリート	（一般） 1回／1構造物 （重点） 1回／1ロット
施工完了時	基準高、偏心量、径	・基準高、偏心量、杭径が規格値以内であるか確認する。	（一般） 1回／3本 （重点） 全数
グラウト注入時	使用材料、使用量	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・注入モルタルの配合及び記録計等により使用量を確認する。	（一般） 1回／3本 （重点） 全数

## オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
鉄杵据付完了時	使用材料、施工位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・施工位置を現地で確認する。</li> </ul>	1回/1構造物
本体設置前（オープンケーソン）	支持層	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に初期の沈設ができるような地盤であるか確認する。</li> </ul>	1回/1構造物
掘削完了時（ニューマチックケーソン）	支持層	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削土とボーリング柱状図等を比較し、地層・地質及び杭先端支持地盤を確認する。</li> </ul>	1回/1構造物
土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土質及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。</li> </ul>	1回/土（岩）質の変化毎
鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長、結束状況）及びかぶりについて確認する。</li> </ul>	1回/1ロット
コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について確認する。</li> <li>※ スランプ、空気量、塩化物総量の適否</li> <li>※ 練りまぜから打設完了まで1.5時間以内（外気温25℃以下で2時間）</li> <li>※ 吐出口と打込み面までの高さ1.5m以下</li> <li>※ 日平均気温 4℃以下：寒中コンクリート 25℃以上：暑中コンクリート</li> </ul>	（一般） 1回/1構造物 （重点） 1回/1ロット

## 網管井筒基礎工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・打設前に杭長を測定し、打設後、杭天端高、切断部の長さを測定し、杭長、打設長（根入れ長）を求め、設計根入れ長と比較し確認する。</li> <li>・継手溶接部の適否について目視、浸透深傷試験（JIS Z 2343）、放射線透過試験（JIS Z 3104）又は超音波探傷試験（JIS Z 3060）により確認する。</li> <li>・貫入状況、打止まり状況等から支持層を確認するとともに、支持力を算定して設計支持力と比較し確認する。また、基準高、偏心量を確認する。</li> </ul>	試験杭＋ （一般） 1回／10本 （重点） 1回／5本
打込完了時	基準高、偏心量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高、偏心量が規格値以内であるか確認する。</li> </ul>	試験杭＋ （一般） 1回／10本 （重点） 1回／5本
杭頭処理完了時	杭頭処理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋溶接の適否、杭頭切断の処理について施工状況を確認する。</li> </ul>	試験杭＋ （一般） 1回／10本 （重点） 1回／5本

## 置換工（重要構造物）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用材料は品質、形状、寸法、使用法を目視で確認する。</li> <li>・土の突固め試験（道路の場合はCBR試験も）結果表により材料の確認を行う。</li> <li>・幅、長さ及び置換厚さについて確認する。</li> <li>・地盤支持力を目視や平板載荷試験等により確認する。</li> </ul>	1回／1構造物

### 築堤・護岸工（法線）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
法線設置完了時	法線設置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法線の設置状況について設計図書と対比し確認する。</li> <li>※ 位置（法線のとおり）の確認</li> <li>※ 用地幅杭との関係確認</li> </ul>	1回/1法線

### 砂防ダム（法線）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
法線設置完了時	法線設置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法線の設置状況について設計図書と対比し確認する。</li> <li>※ 位置（法線のとおり）の確認</li> <li>※ 用地幅杭との関係確認</li> </ul>	1回/1法線

### 護岸工（法覆工）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
覆土前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可視部分について、覆土前に設計図書と現地で対比し確認する。</li> <li>※ 土木工事施工管理基準及び規格値（共通仕様書土木工事編Ⅱ）の測定項目による。</li> </ul>	1回/1工事

### 護岸工（基礎工、根固工）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
設置完了時	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可視部分について、埋戻し前に設計図書と現地で対比し確認する。</li> <li>※ 土木工事施工管理基準及び規格値（共通仕様書土木工事編Ⅱ）の測定項目による。</li> </ul>	1回/1工事

重要構造物（函渠工、躯体工（橋台）、RC躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC擁壁、砂防ダム、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工）

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	・土質及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。	1回/土（岩）質の変化毎
床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	・床掘完了時に、掘削深さ（基準高）と支持地盤の適否を測量及びボーリング柱状図等との比較により確認する。また必要に応じて平板載荷試験等により確認する。	1回/1構造物
鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長、結束状況）及びかぶりについて確認する。	（一般）30% 程度/1構造物 （重点）60% 程度/1構造物
コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について確認する。 ※ スランプ、空気量、塩化物総量の適否 ※ 練りませから打設完了まで1.5時間以内（外気温25℃以下で2時間） ※ 吐出口と打込み面までの高さ1.5m以下 ※ 日平均気温 4℃以下：寒中コンクリート 25℃以上：暑中コンクリート	（一般） 1回/1構造物 （重点） 1回/1ロット
埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	・不可視部分について、埋戻し前に設計図書と現地に対比し確認する。 ※ 土木工事施工管理基準及び規格値（共通仕様書土木工事編Ⅱ）の測定項目による。	1回/1構造物

## 躯体工、RC躯体工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	・土質及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。	1回/土（岩）質の変化毎
床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	・床掘完了時に、掘削深さ（基準高）と支持地盤の適否を測量及びボーリング柱状図等との比較により確認する。また必要に応じて平板載荷試験等により確認する。	1回/1構造物
鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長、結束状況）及びかぶりについて確認する。	（一般）30% 程度/1構造物 （重点）60% 程度/1構造物
コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について確認する。 ※ スランプ、空気量、塩化物総量の適否 ※ 練りまぜから打設完了まで1.5時間以内（外気温25℃以下で2時間） ※ 吐出口と打込み面までの高さ1.5m以下 ※ 日平均気温 4℃以下：寒中コンクリート 25℃以上：暑中コンクリート	（一般） 1回/1構造物 （重点） 1回/1ロット
埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	・不可視部分について、埋戻し前に設計図書と現地で対比し確認する。 ※ 基準高、断面形状、径間、支間長及び中心線の変位	1回/1構造物
沓座の位置決定時	沓座の位置	・前後の下部工沓座との相互関係及び沓座の高さ等について確認する。	1回/1構造物

## 床版工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長、結束状況）及びかぶりについて確認する。</li> </ul>	（一般）30% 程度/1構造物 （重点）60% 程度/1構造物
コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について確認する。</li> <li>※ スランプ、空気量、塩化物総量の適否（道路橋床版の場合、スランプは原則全車測定）</li> <li>※ 練りませから打設完了まで1.5時間以内（外気温25℃以下で2時間）</li> <li>※ 吐出口と打込み面までの高さ1.5m以下</li> <li>※ 日平均気温 4℃以下：寒中コンクリート 25℃以上：暑中コンクリート</li> </ul>	（一般） 1回/1構造物 （重点） 1回/1ロット

## 綱橋

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
仮組立て完了時（仮組立が省略となる場合を除く）	キャンパー、寸法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンパー、寸法を確認する。</li> <li>※ 仮組立が省略できる場合とは計算機を用いた仮組立シミュレーションによる部材精度管理や部材仮組立による代替が可能な場合をいう</li> <li>以下の1)～3)に示す条件を全て満たす橋梁は、仮組立を省略できる</li> <li>1) 鉸桁橋（I形断面）又は箱桁橋であること</li> <li>2) 直橋であること</li> <li>3) 鉸桁橋では斜角が75°以上、箱桁橋では斜角が90°であること</li> </ul>	（一般）－ （重点） 1回/1構造物

ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック桁組立工、プレビューム桁製作工、PCホロースラブ桁製作工、PC版桁製作工、PC箱桁製作工、PC片持箱桁製作工、PC押し箱桁製作工、床版・横組工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について確認する。</li> <li>※ スランプ、空気量、塩化物総量の適否</li> <li>※ 練りまぜから打設完了まで1.5時間以内（外気温25℃以下で2時間）</li> <li>※ 吐出口と打込み面までの高さ1.5m以下</li> <li>※ 日平均気温 4℃以下：寒中コンクリート 25℃以上：暑中コンクリート</li> </ul>	（一般） 1回/1構造物（重点） 1回/1ロット
プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレストレスト導入時に設計図書と対比し、作業状況を確認する。</li> </ul>	（一般） 5%程度/総ケーブル数（重点） 10%程度/総ケーブル数
プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレストレスト導入時に設計図書と対比し、作業状況を確認する。</li> </ul>	（一般） 10%程度/総ケーブル数（重点） 20%程度/総ケーブル数
PC鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長、結束状況）及びかぶりについて確認する。</li> </ul>	（一般）30%程度/1構造物（重点）60%程度/1構造物

## 塗装工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
清掃、錆落とし施工時	清掃、錆落とし状況	・清掃、錆落とし状況を確認する。 ※ 汚れ、錆の有無	1回/1工事
施工時	使用材料、天候、気温	・塗料缶の数量及び製造年月日（有効期限）、天候と気温が施工に適しているか確認する。 ※ 降雨時、強風時、制限された気温・湿度時の作業禁止	1回/1工事

## トンネル全般

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
施工時（支保工変更毎）	施工状況	・設計図書及び施工計画書と現地を対比し、掘削方法、支保工施工方法（吹付、ロックボルト、鋼製支保工）、覆工、インパート等の全般について施工状況を確認する。	（一般） 1回/支保工変更毎 （重点） 1回/支保工変更毎ただし最低10支保工毎 ※ 重点監督は地山等級がD、Eのもの

## トンネル掘削工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	・土質及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。	1回/土（岩）質の変化毎

## トンネル支保工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
支保工完了時（支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、ロックボルト打ち込み本数及び長さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金網の重ね合わせ寸法、吹き付けコンクリートの厚さを確認する。</li> <li>・ロックボルト打ち込み本数及び長さを確認する。</li> </ul>	1回／支保工変更毎

## トンネル覆工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
コンクリート打設前	巻立空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート打設前の巻立空間を設計図書と対比する。</li> <li>※ 測定箇所は土木工事施工管理基準及び規格値（共通仕様書土木工事編Ⅱ）の測定基準による。</li> </ul>	（一般） 1回／構造の変化毎 （重点） 3打設毎又は1回／構造の変化毎の頻度の多い方 ※ 重点監督は地山等級がD、Eのもの
コンクリート打設後	出来形寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巻厚などの寸法を設計図書と対比する。</li> <li>※ 測定項目、測定箇所は土木工事施工管理基準及び規格値（共通仕様書土木工事編Ⅱ）による。</li> </ul>	1回／200m

## トンネルインパート工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
鉄筋組立完了時	設計図書との対比	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長、結束状況）及びかぶりについて確認する。</li> </ul>	1回／構造の変化毎

## 鋼板巻立て工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
フーチング 定着アンカー 一穿孔工	穿孔数、深さ、鉄筋切断の有無等	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積当たり穿孔数、アンカー挿入深さ、孔内の清掃状況が適切であるかを確認する。</li> <li>アンカー孔が橋脚に直角に穿孔されているか、鉄筋やコンクリートに支障がないかを確認する。</li> <li>フーチング定着アンカー孔は垂直に穿孔されているか、鉄筋コンクリートに支障がないかを確認する。</li> </ul>	(一般) 30% 程度/1構造物 (重点) 60% 程度/1構造物
鋼板取付け工、固定アンカー工	コンクリート面と鋼板との間隔、固定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート面と鋼板の間隔が、設計図書のとおり平均に保たれているかを確認する。</li> <li>鋼板固定用アンカーボルトでしっかり締付け固定されているかを確認する。</li> </ul>	同上
現場溶接工	(溶接前) 鋼板突き合わせ部の隙間	鋼板突き合わせ部の隙間(ルートギャップ)が適切(通常2~8mm)であるかを確認する。	同上
	(溶接完了時) ビート部分の外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビート部分に「われ」がないこと、及びその幅、高さに大きな変化がないことを確認する。</li> </ul> ※ 品質管理基準及び規格値 30 溶接工の規定による	同上
現場塗装工	表面の汚れ、さび落とし清掃の状況	塗装表面の汚れ、さび落としの状況を確認する。	同上
	塗膜厚	設計図書に示す目標塗膜厚に対する現場塗膜厚を測定し、確認する。	25点/1ロット (500㎡)

## 樹木・芝生管理工、植生工

確認時期	確認項目	留意事項	確認の頻度
施工時	使用材料、天候、気温	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料確認(品質・規格)を受けた材料を適切に使用しているか確認する。</li> <li>施肥の方法について確認する。</li> </ul> ※ 降雨時、強風時の薬剤散布の禁止	1回/1工事

## (7) 工事打合せ簿及び確認書の取扱いについて

### 1 工事打合せ簿

指示、協議、通知、承諾、提出、届出は、約款及び共通仕様書で書面により行うことと規定しており、共通様式として「工事打合せ簿」(共通仕様書土木工事編Ⅲ 2. 様式に規定。)を使用する。工事打合せ簿に関する発議から保管までの流れは以下のとおり。

また、工事完成検査時には監督員の保管する工事打合せ簿(原本)を検査員に提示するものとする。

#### (1) 発注者が発議するもの……指示、協議、通知

- ① 監督員が発議し決裁欄で決裁を受けた原本を受注者に渡す。
- ② 受注者は発議内容に対する処理又は回答を記入し、捺印又はサインしたものを発注者に返却する。受注者は写しを保管し、原本は監督員が保管するものとする。
- ③ 監督員が現場で指示する場合等、急を要するものは、監督員の指示内容とそれに対する現場代理人の回答を記入した工事打合せ簿を2部作成(手書きで2部作成する他、カーボン紙やコピーによる複写も可)し、双方が確認してサインしたものをその場で取り交わすこと。また、受注者はその写しを保管し、監督員は原本を持ち帰り決裁を受けたものを保管するものとする。
- ④ 契約の変更に関するものは指示のみで処理できないため、工事内容変更通知と併せて使用すること。

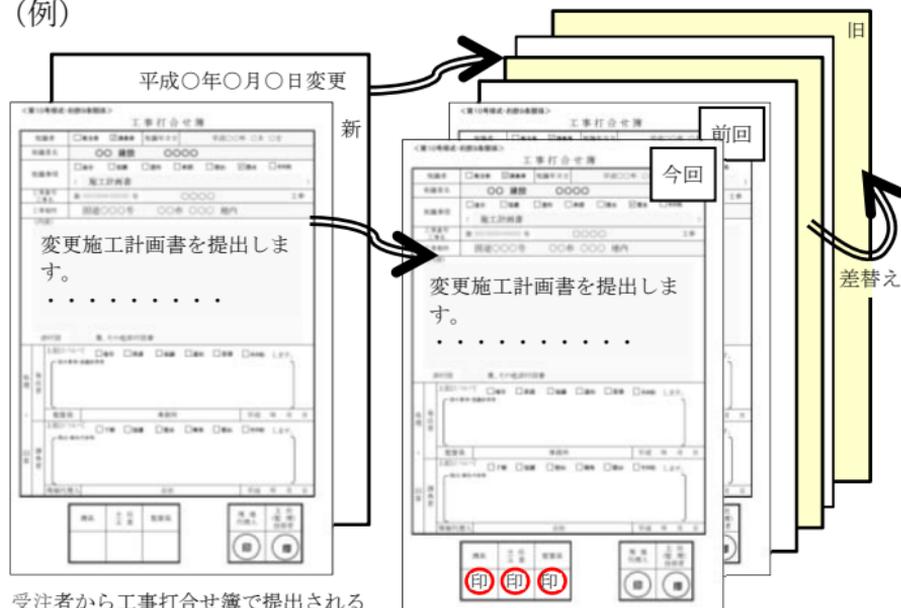
## (2) 受注者が発議するもの……協議、承諾、提出、届出

- ① 現場代理人が発議、捺印した原本を監督員に渡す。
- ② 監督員は発議内容に対する処理又は回答を記入し、その写しを受注者に渡し、原本は監督員が保管する。事前に決裁が必要なものは速やかに決裁を受け、ワンデーレスポンスに努めること。

## (3) 施工計画書及び変更施工計画書

- ① 施工計画書は打合せ簿により受注者から提出される。
- ② 施工計画書の内容について審査し、不備のある場合は訂正を指示し、再提出を求める。
- ③ 施工計画書を受理した場合は、紙ファイル等に綴じて保管する。
- ④ 工事着手後、施工計画書の内容に変更のあった場合、受注者からは変更に係るページのみが打合せ簿で提出される。
- ⑤ 変更になるページは上端に変更年月日を記載する。
- ⑥ 監督員は、先に提出された施工計画書のファイルに変更分を随時追加して決裁を受け、常に現場状況に合致した施工計画書として適切に管理する。(例を参考とする。)
- ⑦ 工事完成検査時には監督員の保管する施工計画書を検査員に提示するものとする。

(例)



受注者から工事打合せ簿で提出される

監督員が保管する施工計画書に変更分を随時追加する。

## 2 確認書

指定材料の確認・立会、段階確認等の施工状況の確認・立会、施工状況の把握を記録する場合は、共通様式として「確認書」（共通仕様書土木工事編Ⅲ 2. 様式に規定。）を使用する。確認・立会願の提出から確認・立会い結果書の通知までの流れは以下のとおり。

また、工事完成検査時には監督員の保管する確認書(原本)を検査員に提示するものとする。

### (1) 指定材料の確認

- ① 現場代理人は、設計図書において監督員の確認を受けることとしている工事材料の確認・立会願を監督員に提

出する。確認・立会願には現場代理人の捺印は要らないものとし、メール等での提出も可とする。

- ② 監督員は、確認の方法、立会いの日時等を現場代理人と協議する。
- ③ 確認の方法は、立会いもしくは関係書類（机上）により、その内容について設計図書との適合を確かめる。
- ④ 確認の結果は、結果判定欄に「合格」又は「不合格」と記入し、不合格の場合は指示事項欄に「工事現場外に搬出すること」等を記入し、完了年月日を指示すること。また、記事欄に確認した品名、材料名を記入する。
- ⑤ 指示事項があった場合は、指示事項に対する処置が完了したことを確認することとし、確認年月日を記入する。
- ⑥ 確認書は、立会者・監督員が捺印し決裁を受けた原本を監督員が保管し、その写しを受注者が保管するものとする。

## (2) 施工状況の確認（段階確認を含む）

- ① 現場代理人は、共通仕様書及び特記仕様書で監督員が確認又は立会うとした施工段階の確認（段階確認を含む）を受ける場合は、確認・立会願を監督員に提出する。確認・立会願には現場代理人の捺印は要らないものとし、メール等での提出も可とする。
- ② 監督員は、確認の方法、立会いの日時等を現場代理人と協議する。
- ③ 確認の方法は、原則立会いとするが、やむを得ず机上となる場合は確認に必要な管理記録、写真等の資料（社

内検査結果を含む)の提出を求める。

- ④ 立会いによる確認の場合、確認事項に関する社内検査結果の資料は、立会い当日の提出でよいものとする。
- ⑤ 確認の結果、設計図書と現場の状況が一致している場合は、確認立会結果書の結果判定欄に「確認済」と記入する。また、記事欄には確認した測点番号、範囲等を記入する。
- ⑥ 確認の結果、設計図書と現場の状況が一致していない場合は、その是正を打合せ簿で指示し、確認・立会結果書の指示事項欄にその内容を記録する。
- ⑦ 指示事項があった場合は、指示事項に対する処置が完了したことを確認することとし、確認年月日を記入する。
- ⑧ 確認書は、立会者・監督員が捺印し決裁を受けた原本を監督員が保管し、その写しを受注者が保管するものとする。
- ⑨ 工事施工の確認・立会に際して社内検査結果の資料を提出したものについては、工事完成検査時に同じ資料の提出は不要とする。

### (3) 施工状況把握

- ① 施工状況、使用材料について、監督員が設計図書との適合を自ら認識するため、適宜書類や臨場等により把握し、必要に応じて結果を記録する。
- ② 受注者からの確認・立会願は必要としない。
- ③ 把握の結果は確認・立会結果書に記載し、記事欄に確認の内容等を記録する。

- ④ 施工状況の把握に関する確認・立会結果書は、受注者への通知は必要としない。
- ⑤ 施工状況の把握において、指示する事項があった場合は、工事打合せ簿により指示するものとする。

## (8) 「ワンデーレスポンス」とは

工事監督業務のひとつとして、受注者から質問・協議があった場合、できる限り「その日のうち」に解決するよう努力し、その日のうちに解決できない場合でも回答日を予告するなど、次の段取りができるような(現場を待たせないように)何らかの回答を「その日のうちに」にするという取組みをいう。また、監督員個々には措置し得ない事項や判断が困難な場合には、上司に相談し組織的に速やかな回答に努める必要がある。

### 効果

工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することで、現場での手持ちの減少による効率的(時間的・経済的)な現場施工が可能となり、トラブルの拡大を防ぐことにもつながる。

